

豊洲五丁目スロープ

名称	位置
豊洲五丁目スロープ	豊洲五丁目 1 番地先

豊洲 5 丁目スロープを利用できる船舶

- 船着場を利用できる船舶は、以下のとおりです。
 1. 水陸両用バス
 2. 防災活動又は震災復興支援活動の用に供する船舶
 3. 特殊用務船
 4. 一般船舶のうち指定管理者が認める船舶

開業時間・休業日

【開業時間】

- ① 4 月～8 月 午前 9 時から午後 6 時まで
- ② 3 月、9 月 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
- ③ 10 月～2 月 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

【休業日】

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

利用予約

利用予約の方法及び申請連絡先

豊洲パークマネジメント J V（指定管理者）

TEL 03-3520-8819 FAX 03-3520-8829

[受付時間] 9:00~17:00 (年末年始 12月29日~翌年1月3日までは休み)

- 予約は先着順で受付します。
- 予約の際は利用日の属する月の2カ月前の1日から利用日の5日前までに、電話連絡の上、FAX (豊洲五丁目スロープ利用予約書) にて予約の申し込みをお願いします。
※豊洲パークマネジメントJVにてFAX受付後に返信をいたします。
※利用予約をした場合は、指定期限までに乗船場利用申請書の提出、又は電話連絡の上、FAXにて利用取消をしてください。

利用申請

利用申請の方法及び申請連絡先

豊洲パークマネジメントJV (指定管理者)

住所: 〒135-0061 東京都江東区豊洲二丁目3番6号

TEL 03-3520-8819 FAX 03-3520-8829

[受付時間] 9:00~17:00 (年末年始 12月29日~翌年1月3日までは休み)

- 上記連絡先にて施設の予約を行って下さい。
- 利用日の属する月の2カ月前の1日から利用日の5日前までに、江東区水上バスステーション利用申請書 (第9号様式) に必要書類を添付し、豊洲パークマネジメントJV (指定管理者) へ提出、又はFAXにより申請してください。
※乗船場の利用時間は、1回 (乗船又は下船) につき最大30分となります。
- 申請書を受理した後、豊洲パークマネジメントJV (指定管理者) から水上バスステーション利用承認通知書又は不承認通知書が発行されます。

【利用申請書類一覧 (添付書類を含む)】

- ① 乗船場利用申請書 (第9号様式)
- ② 船舶検査書 (写) ・自動車検査証 (写)
- ③ 不定期航路事業の届出 (写) 又は旅客不定期航路事業の許可書 (写)
- ④ 使用船舶明細書 (写) 、航路図 (写)

※管理運営上、下記書類についても提出を求める場合があります。

- ⑤ 一般旅客定期航路事業の許可書（写）
- ⑥ その他指定管理者が必要と認める書類

承認を受けた事項の変更・取消

- 承認を受けた事項に変更・取消が生じた場合は、電話連絡の上、利用日の3日前までに江東区水上バスステーション利用変更・取消申請書を電話連絡の上、FAXしてください。変更内容を示す書類の添付が必要となる場合もあります。

利用日当日の、悪天候、閘門施設の故障又は災害発生により利用できなかった場合

- 利用日当日の変更・取消は、当日電話連絡の上、水上バスステーション利用変更・取消申請書をFAXして下さい。
- 取消理由は詳細に記入して下さい。

利用料

- 利用料は下表のとおりです。
- 利用料は、利用日の翌月に指定管理者の指定の方法でお支払い下さい。
- 原則として、既納の利用料は返還しません。

船種	単位	利用料
船舶1隻につき	1日1回利用する場合	2,800円
	1日2回以上利用する場合、1回当たり	2,100円

お問い合わせ

豊洲ぐるりパークセンター

豊洲パークマネジメントJV（指定管理者）

住所：〒135-0061 東京都江東区豊洲二丁目3番6号

TEL：03-3520-8819 FAX：03-3520-8829